

仕様書等に関する質問及び回答

貸借番号	8	件名	和歌山市公営企業会計システム導入業務及び貸借 (運用保守含む)
------	---	----	------------------------------------

担当（回答）課	企業局経営管理部経理課
---------	-------------

No.	質問事項	回答事項
1	本業務の履行期間は令和9年度末となりますが、伝票処理については会計の性質上、令和9年度末時点での処理がすべて終わらないまま、データ移行を実施することになるかと思われます（令和9年度の決算整理伝票など）。 仮に令和10年3月31日に移行する場合、移行は3月31日に単日移行とし、移行日時点での各種集計値が合致していることが移行要件と考えてよろしいでしょうか。 （仕様書6頁 9. システム内容 9.2. データ移行）	お見込みのとおり。移行日以降に行う令和9年度の決算整理伝票等は移行後のシステムにて起票することを前提としています。移行日については協議の上、決定いたします。
2	（質問No.1の続き）固定資産についても同様に、令和9年度の除却処理など、一部の処理が未完了の状態に移行することになりますが、伝票関連と同様に、移行はある時点での単日移行とし、移行日時点での各種集計値が合致していることが移行要件と考えてよろしいでしょうか。 （仕様書6頁 9. システム内容 9.2. データ移行）	お見込みのとおり。
3	固定資産データについては、補助財源を含む財源とその異動履歴も移行対象とし、財源毎の値の合計値と固定資産の簿価が合致している必要があるという認識でよろしいでしょうか。 （仕様書6頁 9. システム内容 9.2. データ移行（3））	お見込みのとおり。

4	データ移行の要領についてお伺いします。 提案システムは、システム機能要件で お示した処理・帳票・項目定義に基づいて構築するものと理解しています。 したがって、移行後のデータやラベル名は、システム機能要件で定義した項目と完全に合致することが必須ということでしょうか。 (仕様書6頁 9. システム内容 9.2. データ移行 (3))	システム機能要件で定義した項目と完全に合致することが望ましいが、移行後のシステムが異なるラベル名であっても過去の年度を含めたデータの移行が適切に行われ、正常にシステムの稼働が行われる場合は必須ではありません。
5	データ移行に係る費用の積算については、テーブル定義書等を確認し、レコードや主キーの持ち方、テーブル間の連携のあり方などを把握したうえで見積を作成する必要があります。テーブル定義書等を確認できない場合、見積時にはリスクを見た工数を算出する必要があります。応札価格が高額となる可能性があります。適正価格で応札するためにも、現行システムのテーブル定義書を確認したうえで応札することを必須としてよろしいでしょうか。また、その場合は現行ベンダーの連絡先の開示をお願いいたします。 (仕様書6頁 9. システム内容 9.2. データ移行 (4))	必須とはいたしません。
6	1回目のデータ抽出はいつ頃実施を行う想定でしょうか。 (仕様書6頁 9. システム内容 9.2. データ移行 (4))	契約後に協議の上、決定したい。
7	開発元ベンダーが直接保守にあたるのが仕様に明記されておりますので、近畿圏内に開発元の保守拠点があることが必須要件と考えてよろしいでしょうか。 (仕様書10頁 11. 運用保守体制について (3) 体制②)	仕様書11. (3) ②に記載のとおり、「原則とし～」としており、保守体制としてその要件が確実に担保されるのであれば、開発元ベンダーの保守拠点が近畿圏内にいることを必須要件とはしておりません。
8	e-ラーニングは、Web研修のような特定のタイミングで行われるものではなく、カリキュラムが設定され、受講者の任意のタイミングで受講できるコンテンツという認識でよろしいでしょうか。 (仕様書10頁 11. 運用保守体制について (4) 保守内容③保守体制 (カ))	お見込みとおり。

9	契約書案第21条（損害保険）についてご教示ください。 動産総合保険の付保対象はハードウェアのみでよろしいでしょうか。 また保険について、一般的な条件の動産総合保険（地震・津波・噴火などの天災は対象外で、保険金額は物件の購入金額をもとに経過期間に応じて逡減する内容）を付保し、受注者はその保険金額の範囲内で費用の負担をするという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
10	区分が「必須」となっているものは、×回答が認められないという認識でよろしいでしょうか。（機能要件回答書）	お見込みのとおり。 ただし、機能要件を満たすことを前提として、受託者の負担によるカスタマイズ等の対応も認めるものとする。
11	【現在のカスタマイズ内容】と記載がある要件がいくつかありますが、記載されている内容を満たす機能が必要であるという認識でよろしいでしょうか。（機能要件回答書）	お見込みのとおり。 ただし、機能要件を満たすことを前提として、受託者の負担によるカスタマイズ等の対応も認めるものとする。
12	下記の項番に係る機能は一般的に流通している公営企業会計システムには機能として搭載されておらず、カスタマイズを実施する場合は大規模な開発となることが想定されます。 システム導入後の貴市の業務運用が円滑に進むよう、標準機能やカスタマイズ済みのプログラムがある場合はそのエビデンスを、本業務で開発する場合は開発の考え方などを示す資料を参加表明の際に提示することがよいと考えますがいかがでしょうか。 （機能要件回答書 No.88、147、165、174、186）	ご質問の趣旨の資料について、必須ではありませんが、提出を妨げるものではございません。
13	「会計システム内で電子決裁が完結すること」とありますが、電子決裁機能も会計システム内の機能として搭載されている必要があるという認識でよろしいでしょうか。 （電子決裁機能部分のみ会計システムと別のシステムを準備し、そのシステムと連携させる運用は認められない） （機能要件回答書 No.225）	お見込みのとおり。 現時点では、別システムと連携させる運用は想定していません。